

札幌市横断歩道橋の撤去に関する考え方

札幌市が現在管理している横断歩道橋は48橋あり、そのほとんどは昭和40年代に建設されています。横断歩道橋は歩行者と車両を分離する構造となっていて、交通安全上重要な役割を果たしてきましたが、近年、周辺環境の変化等の理由により利用者が少なくなり、横断歩道橋としての役割を終えたと考えられ、また、建設から40年以上経過し老朽化している等の状況から、札幌市としても存続、改築あるいは撤去について判断すべき時期に近づいていると考えられることから、平成24年度に「札幌市横断歩道橋のあり方検討委員会」を設置したところです。

検討委員会（5回開催）では、横断歩道橋の利用状況、設置状況、周辺環境等の資料を基に議論を重ね、市は横断歩道橋の利用者が少ないことや周辺環境の変化などの理由から撤去候補の考え方を整理し、これに合致する横断歩道橋は役目をほぼ終えたものと判断して、撤去候補と位置付け、地域に対し撤去の提案を行うことができるという提言をまとめました。

この提言を受け、札幌市では新たに横断歩道橋の撤去に関する考え方を整理し、撤去候補に該当する横断歩道橋を選定し、地域に対して撤去の提案ができることとしました。これにより良好な交通・歩行環境の形成に資するとともに、今後の横断歩道橋の適正な維持管理を行います。

撤去候補の条件

横断歩道橋の利用状況や設置状況、周辺環境等について、下記のような状況にあり、横断歩道橋としての役目を終えたと判断した場合、撤去候補と位置付けます。なお、今後も利用実態調査は5年毎に実施し、そのつど撤去候補を検討、見直しを行います。

1. 横断歩道橋の利用者が少ない。

- ・児童の利用が少なくなった。
- ・階段の上り降りが困難なため、高齢者の利用が少なくなった。
- ・歩道橋周辺に信号機及び横断歩道が整備された。
- ・歩道橋周辺の乱横断が多い。

条件：日中12時間（7：00～19：00）における利用者が概ね100人未満、

または、児童の利用が概ね20人未満

2. 歩行者への安全性の問題が生じている。
 - ・歩道橋の支柱や階段が交差点部に位置していることから、歩行者や運転者からの視認性が悪く、乱横断や飛び出しなどによる事故を招くおそれがある。
3. 歩道空間が狭隘化している。
 - ・歩道上に階段があることから、歩道の有効幅員が狭くなり、通行に支障をきたしている。
 - ・高齢者や障がい者等に配慮したバリアフリーな道路空間が整備されていない。

撤去候補の横断歩道橋

上記の条件を基に整理した結果、現時点で 14 橋の横断歩道橋を撤去候補に位置付けます。

・中央図書館前横断歩道橋（中央区南 22 条西 13 丁目）

選定理由：利用者が少ない（H23.9 調査 54 人、H25.1 調査 46 人）

乱横断数が多い（H23.9 調査 203 人（利用者に対し 3.8 倍）、

H25.1 調査 177 人（利用者に対し 3.8 倍）

歩道の有効幅員が狭い（北側歩道 0.70m）

※H25.2 に地域から撤去要望が提出され、6 月、11 月に協議会を開催しました。協議会の結論は「撤去」となり、来年度、撤去する予定です。

・豊水横断歩道橋（中央区南 7 条西 1 丁目）

選定理由：利用者が少ない（H23.9 調査 58 人、H25.1 調査 29 人）

児童の利用者数が少ない（H23.9 調査 4 人、H25.1 調査 4 人）

乱横断数が多い（H23.9 調査 71 人（利用者に対し 1.2 倍）、

H25.1 調査 29 人（利用者に対し 1.0 倍）

歩道橋の支柱が交差点部にあり、運転者からの視認性が悪い

歩道の有効幅員が狭い（西側歩道 1.65m）

・北 3 条東 4 丁目横断歩道橋（中央区北 3 条東 4 丁目）

選定理由：児童の利用者数が少ない（H23.9 調査 3 人、H25.1 調査 12 人）

交差点の歩道橋以外の 3 方向に横断歩道が設置されている

- **菊水西町横断歩道橋**（白石区菊水 2 条 1 丁目）
 - 選定理由：児童の利用者数が少ない（H23.9 調査 2 人、H25.1 調査 5 人）
 - 歩道の有効幅員が狭い（西側歩道 1.50m）
 - 歩道橋の支柱が交差点部にあり、運転者からの視認性が悪い
 - 交差点の歩道橋以外の 3 方向に横断歩道が設置されている

- **藻岩下横断歩道橋**（南区南 35 条西 10 丁目）
 - 選定理由：利用者が少ない（H23.9 調査 22 人、H25.1 調査 24 人）
 - 児童の利用者数が少ない（H23.9 調査 5 人、H25.1 調査 5 人）
 - 歩道の有効幅員が狭い（北側、南側歩道 1.40m）
 - 歩道橋の階段部が交差点部にあり、取付道路からの視認性が悪い
 - 直近に横断歩道がある

- **琴似小学校前横断歩道橋**（西区琴似 2 条 7 丁目）
 - 選定理由：利用者が少ない（H23.9 調査 26 人、H25.1 調査 95 人）
 - 児童の利用者数が少ない（H23.9 調査 5 人、H25.1 調査 7 人）
 - 歩道橋の支柱が交差点部にあり、取付道路からの視認性が悪い

- **宮の沢横断歩道橋**（西区宮の沢 1 条 2 丁目）
 - 選定理由：利用者が少ない（H23.9 調査 28 人、H25.1 調査 34 人）
 - 児童の利用者数が少ない（H23.9 調査 2 人、H25.1 調査 1 人）
 - 直近の交差点の歩道橋以外の 2 方向に横断歩道が設置されている

- **新陽横断歩道橋**（北区北 24 条西 13 丁目）
 - 選定理由：利用者が少ない（H23.9 調査 48 人、H25.1 調査 38 人）
 - 児童の利用者数が少ない（H23.9 調査 24 人、H25.1 調査 4 人）
 - 歩道の有効幅員が狭い（北側歩道 1.40m）

- **北大南横断歩道橋**（北区北 8 条西 10 丁目）
 - 選定理由：児童の利用者数が少ない（H23.9 調査 10 人、H25.1 調査 4 人）

- **琴似横断歩道橋**（西区琴似 2 条 7 丁目）
 - 選定理由：児童の利用者数が少ない（H23.9 調査 11 人、H25.1 調査 6 人）

・西2丁目横断歩道橋（中央区北5条西2丁目）

選定理由：児童の利用者数が少ない（H23.9調査 4人、H25.1調査 9人）
階段の折り返し部分の高さが2.02mであり、建築限界が確保されていない

・南大通横断歩道橋（中央区大通西1丁目）

選定理由：児童の利用者数が少ない（H23.9調査 0人、H25.1調査 1人）
歩道の有効幅員が狭い（北側歩道 0.83m）
直近の交差点の歩道橋以外の2方向に横断歩道が設置されている
歩道橋の階段部が交差点部にあり、運転者からの視認性が悪い

・厚南大通り横断歩道橋（厚別区厚別中央2条5丁目）

選定理由：児童の利用者数が少ない（H23.9調査 3人、H25.1調査 2人）
歩道の有効幅員が狭い（東側歩道 1.20m）
直近に横断歩道が設置されている

・真駒内南町横断歩道橋（真駒内17番462）

選定理由：児童の利用者数が少ない（H23.9調査 0人、H25.1調査 0人）

意見交換会、協議会

地域との意見交換会

協議会を開催する前に横断歩道橋撤去に関する地域の考え、意識を確認する必要があり、当該横断歩道橋に係る連合町内会長、単位町内会長及び小中学校関係者、PTA・スクールゾーン実行委員会等による意見交換会を開催します。ただし、事前に地域住民等の意見の聞き取りができた場合には省略できます。

事務局は建設局総務部道路管理課、建設局土木部道路維持課が担い、区市民部総務企画課（地域安全担当）及び区土木部維持管理課、まちづくりセンターと連携しながら進め、横断歩道橋の利用状況や周辺環境、撤去候補と位置付けた理由等を説明したうえで、それぞれの考え方や意見の整理を行い、撤去の提案が認められた場合、協議会を設置します。

協議会

協議会は、意見交換会において横断歩道橋撤去の提案が認められた場合に設置し、事務局は建設局総務部道路管理課、建設局土木部道路維持課が担い、「横断歩道橋の撤去フロー」に基づき行います。

横断歩道橋の撤去フロー

平成 17 年に策定された「既設横断歩道橋のあり方に係る要望の流れ」に横断歩道橋の撤去に関する考え方を加え、「横断歩道橋の撤去フロー」と改称しました。

－以上－